平成２１年（フ）第１９２４号
京都府京田辺市三山木越前16番地１―505号
債務者　柳　美千子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３６号
京都市北区大宮薬師山東町36番地３
債務者　梅景　照代
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
鳥取県倉吉市巌城1150番地21
債務者　岸田　誠二
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１３３６号
広島市安佐南区上安２丁目23番24―16号
債務者　日高　義治
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５７７号
広島県安芸郡熊野町375番地３
債務者　中津留建設こと　中津留浩二
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５７８号
広島県安芸郡熊野町375番地３
債務者　中津留雅世
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５９６号
広島県東広島市黒瀬町津江5836番地１
債務者　相田　美穂
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５０号
広島市西区新庄町22番８―11号
債務者　本間　美紀
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５１号
広島市西区新庄町22番８―11号
債務者　食旅屋こと　本間　慎久
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６８３号
広島市安佐南区安東５丁目４番16号
債務者　福冨　和人
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３２号
広島県東広島市西条町寺家5537番地１サンライフ曙Ｃ棟201号
債務者　重森　弓子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５１号
広島市東区戸坂新町２丁目24番19―509号
債務者　小林　貴子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５８号
広島市南区本浦町11番20号
債務者　小谷　美香
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５９号
広島県東広島市黒瀬町宗近柳国396番地153
債務者　下森　俊也
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９０号
広島市安佐南区川内１丁目24番７―304号
債務者　細川真理子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９号
広島県呉市吉浦潭鼓町８番５号
債務者　大田　　淳
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２２０号
広島県呉市広本町３丁目22番20―301号
債務者　今井　優子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２２２号
広島県江田島市江田島町中央５丁目12番23号
債務者　鍵井　浩二
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所呉支部